

再工ネ Plus+

(附帯料金条件)

令和4年4月1日 実施

四国電力株式会社

再エネ Plus+

目 次

本	則	1
1	附 帯 種 別	1
2	適 用 範 囲	1
3	電 源 構 成 等	1
4	契 約 の 成 立	1
5	料 金	2
6	契 約 の 廃 止	3
7	そ の 他	3
附	則	4

本 則

1 附 帯 種 別

この再エネ Plus+料金条件（以下「この料金条件」といいます。）の附帯種別は、再エネ Plus+といたします。

2 適 用 範 囲

電気需給条件〔低圧〕またはでんき供給条件により電気の供給を受け、当社がこの料金条件とあわせて契約することを認める契約種別（以下「主契約」といいます。）の適用を受けるお客さまで、この料金条件の適用を希望され、かつ、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

3 電 源 構 成 等

- (1) 当社は、この料金条件による電気の供給に先立ち、この料金条件により供給する電気が再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することで、実質的に再生可能エネルギー100%の電気で構成されるよう調達計画を策定し、その電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。

なお、非化石証書とは、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する非化石価値取引市場で取引される非化石証書といたします。

- (2) 当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を算定いたします。
- (3) 当社は、(1)または(2)で算定した電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、原則として当社所定のインターネットサイトに掲載するなどの電磁的方法によりお客さまにお知らせいたします。

4 契 約 の 成 立

この料金条件にもとづく契約（以下「再エネ Plus+契約」といいます。）は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

なお、この場合、当社は契約成立の旨をお客さまにお知らせいたします。

5 料 金

- (1) この料金条件は、原則として、再エネ Plus+契約の成立日の直後の検針日または計量日（再エネ Plus+契約の成立日と検針日または計量日が同日の場合は、再エネ Plus+契約の成立日といたします。）が属する月分の料金から適用いたします。

なお、新たに電気を使用されるお客さまについては、「再エネ Plus+契約の成立日」を「需給開始の日」と読み替えるものといたします。

- (2) この料金条件の適用を受ける各月の料金は、次の算式により算定された金額に(3)の再エネ Plus+料金を加えたものに再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

この料金条件以外の料金条件または再生可能エネルギー発電促進賦課金料金表によって料金として算定された金額として算定された金額

- (3) 再エネ Plus+料金

再エネ Plus+料金は、1月につき次によって算定された金額といたします。

$$\text{再エネ Plus+料金} = \text{(4)の再エネ Plus+電力量} \times \text{(5)の再エネ Plus+単価}$$

- (4) 再エネ Plus+電力量

再エネ Plus+電力量は、その1月の主契約の使用電力量といたします。

- (5) 再エネ Plus+単価

再エネ Plus+単価は、次のとおりといたします。

再エネPlus+電力量1キロワット時につき	1円10銭
-----------------------	-------

- (6) 附帯料金条件におけるありがとう割引の適用を受けている場合は、(2)の算式により算定された金額に(3)の再エネ Plus+料金を加えたものからありがとう割引額を差し引くものといたします。ただし、(2)の算式により算定された金額に(3)の再エネ Plus+料金を加えた金額が、ありがとう

割引額を下回る場合のありがとう割引額は(2)の算式により算定された金額に(3)の再エネ Plus+料金を加えた金額と同額といたします。

6 契約の廃止

- (1) お客さまが再エネ Plus+契約を廃止しようとする場合は、あらかじめ当社に通知していただきます。
- (2) 再エネ Plus+契約は、原則として、お客さまが当社に通知された日の直後の検針日または計量日の前日に消滅するものといたします。ただし、お客さまが主契約による需給契約を廃止または主契約以外の契約種別に変更した場合は、その日に再エネ Plus+契約が消滅するものといたします。

7 その他

この料金条件に定めのない事項については、主契約の料金条件または料金表に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実施 期 日

この料金条件は，令和4年4月1日から実施いたします。

2 この料金条件の実施にともなう経過措置

この料金条件の適用を受ける際現に再エネ Plus+の適用を受けており，令和4年4月1日から令和4年4月30日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金の算定における再エネ Plus+単価については，次のとおりといたします。

再エネPlus+電力量1キロワット時につき	2円20銭
-----------------------	-------